

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

益子町長 広田 茂十郎

市町村名 (市町村コード)	益子町 (09342)
地域名 (地域内農業集落名)	埴地区 (埴下2、埴下1、埴上2、埴上1)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月17日、令和6年8月30日 (第1回、第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、東側の小貝川沿いの土地改良整備済みの農地、地域中心部の農地、西側の住宅の多い地域に分類され、水稻、麦、園芸作物の生産が行われている。
- ・耕作者の平均年齢は69歳であり、高齢化が進んでいる。
- ・小貝川の土地改良済みの農地については、多くの面積を集積している担い手の高齢化が進んでいるため、後継者の確保が課題となっている。
- ・当地区西側にあるJAで管理しているいちご団地でも高齢化により離農が進み、空きハウスの発生が予想される。
- ・中心部については湿地帯が多いため、耕作放棄地になっている農地も見受けられる。
- ・西側の住宅地が多い地域については、効率的な農地利用が困難な状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・施設園芸については引き続き実施していく。
- ・いちご団地については、高齢化で離農する農家の情報をJAや行政で共有し、いちごの新規就農希望者にスムーズに引き継げるようにしたい。
- ・小貝川沿いの農地については、新たな担い手を確保するとともに、効率的に耕作できるよう集積集約を進め、スマート農業技術を導入し省力化を図っていきたい。
- ・中心部の条件不利地については、耕作困難な農地が多いため、将来的には保全管理していきたい
- ・西側の住宅地が多い地区については、将来的の農地転用が見込まれる農地が多いため、耕作しない方向で進めていきたい

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	141.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	119.24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	22.64 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地(山際の農地等)については保全管理とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・計画的に集積集約を進められるよう関係者(地権者、耕作者、農業委員)を集め、集約に向けた話し合いを実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構の活用を積極的に行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な担い手を確保したい。 ・農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②有機農業に興味のある都市住民を呼び込み移住に繋げていきたい。
- ③主要な経営体の規模拡大に伴い、スマート農業を積極的に取り込み、省力化効率化を図りたい。
- ④他地域と連携した農産物の海外輸出ににに取り組んでいきたい。
- ⑤省力樹形やスマート農業技術の導入を検討していきたい。
- ⑦多面的機能支払交付金事業による埤環境保全会が道水路管理を行い、地域一体となり農地の環境保全を図っていく。
- ⑧主要な経営体の規模拡大に伴い田の大区画化及び農業施設の再整備も検討していく。
- ⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稲、飼料用米への作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。